令和８年度行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請要領

行橋市では、川や海の水環境を守り、快適な生活環境を維持するため、予算の範囲内において補助金を交付する制度を設け、お風呂や台所、洗濯などからでる生活雑排水をし尿と併せて処理する合併処理浄化槽の普及・促進を図っています。

補助対象地域は、下水道事業計画地域及び農業集落排水使用区域並びに集中合併処理浄化槽使用区域を除く行橋市の全域です。

補助対象外地域

〇下水道事業計画区域

門樋町、宮市町、神田町、大橋１～３丁目、中央１～３丁目、西宮市１～２丁目の全部、東大橋１～６丁目の一部、西宮市３～５丁目の一部、大野井の一部、下検地の一部、行事１～８丁目の一部、草野の一部、上津熊の一部、中津熊の一部、下津熊の一部

〇集中合併処理浄化槽使用区域

（ただし、下記に挙げる地域内で、新規設置により接続不可能な場合を除く。）

行橋ビオタウン（泉中央４丁目）、フレッシュタウン（泉中央８丁目）、三共苑第２団地（北泉４丁目）、ほほえみタウン（北泉４丁目２８～３０番）、八景山ニュータウン（南泉３丁目）、行橋いずみ団地（矢留）、イトーピア行橋（前田ヶ丘）、宮の杜ニュータウン（下稗田）

〇農業集落排水使用区域

入覚１・２・３、鳥井原、下崎、長尾、高来、大行事、福丸、徳永、須磨園、常松、福永

※対象外地域に当たるか否か必ず環境課窓口にてお問合せください。

申請資格

・専用住宅及び併用住宅に小型合併浄化槽を設置し、使用する者
・小型合併処理浄化槽設置後、設置場所に住民票をおける者
・市（区町村）税等の滞納がない者

※販売、営業目的で小型合併浄化槽付き専用住宅を建築する者や法人などには、資格はありません。
※別荘及びセカンドハウスに設置する場合は、対象外となります。
※事業年度内に住民票を設置場所へ異動しなければなりません。

補助対象の住宅

専用住宅及び併用住宅（居住部分が延床面積の二分の一以上の建物）で、新築・増改築を問いません。（年度内に使用可能な住宅）

併用住宅において、補助対象となるのは、居住部分の延床面積から算出される人槽分です。

補助対象の工事

令和８年度事業です。対象の浄化槽設置工事期間は、原則、決定通知から該当年度末日の１４日前までです。（すでに設置された浄化槽には、補助できません。）
受付終了後、申請内容を審査し、補助金交付対象者には予算の範囲内で、内示の通知をします。内示の通知は、補助金交付申請書到達後３週間から１ヶ月後に送付を予定しています。

補　助　金　額

◇本体設置費

・５人槽（床面積１３０平方メートル以下）	332,000 円
・７人槽（床面積１３０平方メートルを超えるもの）	414,000 円
・１０人槽（二世帯住宅など）	548,000 円

※１１人槽以上は補助の対象となりません。

◇増改築工事に伴う増額

・単独浄化槽からの転換	150,000 円
・汲み取り便槽からの転換	120,000 円
・配管設置費	330,000 円

※単独転換、汲み取り転換及び配管設置費は、新築には加算されません。

申　込

〇補助金交付申請受付期間
令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月２５日（金）まで
（※ただし、土曜、日曜、祝日は除く。）
※国等の予算の状況により期間が変更になる場合もあります。

〇受付場所
行橋市役所　環境水道部　環境課　環境係窓口
※受付は、先着順にて行い、補助金申請額が予算の範囲に達した時点をもって、終了させていただきます。

〇補助金交付予定基数
５人槽、７人槽、１０人槽あわせて３５基程度（予定）

提　出　書　類

補助金交付申請書のほか、添付書類として浄化槽設置届、誓約書、住民票（世帯全員分の記載（続柄含む）があるもので発行日から３ヶ月以内のもの)、市（区町村）税に滞納のないことを証明する書類（発行日から１ヶ月以内のもの）等が必要となります。
※申請書類がそろっていることが受付条件となりますのでご注意ください。
※補助申請から請求までの一連の書類に使用する印鑑は同一のものにしてください。

実　績　報　告

実績報告は、原則として、補助事業完了後１月以内又は当該年度末日の１４日前のいずれか早い日までに実績報告書（様式第８号）及び添付書類を市長に提出しなければなりません。（令和９年３月１７日〔水〕まで）
※実績報告が完了しない限り、補助金額が確定せず、補助金の請求ができませんのでご注意ください。
※実績報告の提出が期限を過ぎた場合、理由書の提出が要綱で定められています。

お問合せ先
行橋市役所　環境課環境係
電話 0930-55-9648(直通)